

会 議 録

| | |
|-----------------------|---|
| 会議の名称 | 平成20年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回） |
| 事務局 | 総務部総務課情報公開係 |
| 開催日時 | 平成21年3月10日（火）午後6時～8時8分 |
| 開催場所 | 小金井市役所第二庁舎801会議室 |
| 出席者 | 別紙のとおり |
| 傍聴の可否 | <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可 |
| 傍聴者数 | 0人 |
| 傍聴不可等の理由等 | |
| 会議次第 | 1 開 会 2 平成20年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 次回の日程について |
| 会議結果 | 別紙のとおり |
| 発言内容・ 発言者名（主な発言要旨） | 別紙のとおり |
| 提出資料 | 情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。 |
| その他 | |

平成20年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成21年3月10日(火)午後6時～8時8分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成20年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①食育関連業務関係 ②給付管理システム ③住宅用火災警報器設置業務関係
④歯科健康相談業務関係 ⑤保育料多子軽減適用申請書 ⑥能力考課シート
⑦ディスポーザー排水処理システム設置等届出書 ⑧東京都心身障害者扶養
共済給付業務関係 ⑨障害者自立支援法業務関係 ⑩児童扶養手当一部支給
停止適用除外事由届出書 ⑪まちづくり推進業務関係 ⑫木造住宅耐震診断業
務関係 ⑬生涯学習関係名簿 ⑭廃止届一覧

(3) 諮問事項

諮問第18号 国民健康保険被保険者証一斉更新事務委託について

諮問第19号 健康診査結果通知票封入封かん委託について

諮問第20号 住宅用火災警報器設置事業業務委託について

諮問第21号 介護保険基本チェックリスト封入封かん作業業務委託について

諮問第22号 定額給付金給付対象者の抽出に必要な外国人登録原票の利用に
ついて

諮問第23号 定額給付金支給に係る業務委託について

諮問第24号 子育て応援特別手当給付対象者の抽出に必要な外国人登録原票
の利用について

諮問第25号 子育て応援記念品の贈呈に係る新入学学齢児童生徒名簿の利用
について

諮問第26号 給付管理システムについて

(4) その他

次回5月の日程について

4 出席者

【委員】

| | | | |
|------|-------|------|-----|
| 松行康夫 | 恩田百合子 | 仮野忠男 | 白石孝 |
| 新実信正 | 西口守 | 平沼昌子 | 望月皓 |
| 山田和男 | 横尾和歌子 | | |

【市側】

本多総務部長

<企画政策課>

伊藤企画政策課長

水落政策担当課長補佐

<情報システム課>

伊藤情報システム課長

小林情報システム係主事

高橋情報システム係主事

<介護福祉課>

本多高齢福祉係長

宮包括支援係主事

<健康課>

高橋健康係長

宮嶋健康係主事

<保育課>

小野保育課長

佐藤保育係主事

<保険年金課>

河内保険年金課長

千葉国保給付係長

當麻高齢者医療係長

後藤保険年金課副主査

大久保国保給付係主事

<市民課>

要島市民課長

津田市民係主事

<子育て支援課>

川村子育て支援課長

川島子育て支援係長

宮奈子育て支援係主任

神田手当助成係長

<総務課>

河野総務課長補佐

稲村情報公開係長

三浦総務課主査

<傍聴者>

0名

【会 長】

それでは、ただいまから平成20年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、市長さんと課長さんが別の用件と重なりまして、欠席されるという報告を事務局から受けております。なお、白石委員は用件がございまして、7時半ごろに退席されるという申出をいただいております。

それでは、まず、平成20年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に委員の皆様のお手元に草案が届いているかとは存じますが、訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【総務部長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが39件、廃止等が354件となります。

諮問事項について、今回諮問いたしますものは、個人情報保護条例第12条に基づく「定額給付金給付対象者の抽出に必要な外国人登録原票の利用について」、「子育て応援特別手当給付対象者の抽出に必要な外国人登録原票の利用について」、「子育て応援記念品の贈呈に係る新入学学齢児童生徒名簿の利用について」、同条例第14条に基づく「給付管理システムについて」、同条例第27条に基づく「国民健康保険被保険者証一斉更新事務委託について」、「健康診査結果通知票封入封かん委託について」、「住宅用火災警報器設置事業業務委託について」、「介護保険基本チェックリスト封入封かん作業業務委託について」、「定額給付金支給に係る業務委託について」の合計9件となっております。

細部につきましては、事務局をして説明させますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

確かに承りました。

それでは、審議に入る前に説明を事務局から受けたいと存じます。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた

後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移ってまいりたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、開始の届出が39件、廃止の届出が354件と大変大量になっております。まず冒頭、この点につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

今回、本審議会前に事務局で審議会に報告すべき開始届、廃止届について、漏れがなくされているかどうかを全庁的に照会しました。その結果、開始届については31件、廃止届については354件、報告されていないことが分かりましたので、ここで報告させていただきました。

特に、廃止届については354件と大変多くの件数が報告漏れとなっております。廃止届が報告されていなかった要因としては幾つかありますが、組織改正に伴う業務の変更や事業の廃止、縮小、それからこの間の急激な電算化、国や東京都の制度変更による業務の煩雑さの中で届出がされていなかったことが要因として考えられます。

ただ、廃止届につきましては、おろそかになっていたという点は多々あるかと思っておりますので、今後は各課に適正な事務執行の徹底を図るとともに、事務局で、少なくとも年に1回は確認の調査を行うなどして、遺漏のないように行ってまいりたいと思っております。このたびは大変申し訳ございませんでした。

それでは、個人情報保有等届出状況報告書の3ページを御覧ください。内訳の上から9つ目、7-209、能力考課シート以下の31件につきましては、実際に業務が開始されていたのですが、審議会に開始届が報告されていなかったものです。

19ページを御覧ください。こちらが個人情報の廃止届がされていなかったものを一覧にしております。記録の名称、保存年限、廃止年月日、廃止の理由、廃棄の方法については、それぞれ記載のとおりでございます。いずれにつきましても、裁断や焼却による廃棄、それから文書倉庫に保管し、文書整理によつての廃棄ということで、各記録の経緯や所在につきましては、各課にすべて確認をしております。

なお、これらに関する報告ですが、本日、開始届の31件につきましては、時

間的な制約もございますので、保留とさせていただき、次回5月の審議会場で改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

なお、開始届が報告がされていなかった開始漏れの31件につきましては、事務局で概要をまとめさせていただいております。その概要をお持ち帰りいただき、何かお気づきの点があれば、事務局まで御連絡いただきたいと思います。御連絡いただいた事案につきまして、次回の審議会に説明等の準備をさせていただきます。

それから、廃止届につきましても、本日の審議は保留とさせていただきたいと思っております。廃止届につきましては、19ページ以降、届出の内容をまとめてございます。このように大変件数が多いことから、この内訳書をもって報告とさせていただきたいと思っておりますが、開始届と同様に、その内容について確認が必要と思われる案件等ありましたら、事務局まで御連絡いただきたいと思います。こちらでも次回の審議会場で説明等の準備を整えさせていただきます。事務局としては、時間的な制約がありますので、このように考えておりますがいかがでしょうか。

繰り返しになりますが、今後、各課に係る事務の適正化を徹底するとともに、事務局で少なくとも年に1回は確認の調査を行うなどして、遺漏のないように行っていきたいと思っております。このたびは大変申し訳ございませんでした。

【会 長】

引き続き総務部長からお願いします。

【総務部長】

今回このような調査結果になってしまいまして、いかなる理由があるにしても、こういったことはあってはならないことであります。今後、職員にも研修等を重ね十分周知徹底を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

どうもありがとうございました。

ただいま事務局から個人情報保有等開始届にかかわる記録の概要を含むいろいろな漏れがあったという報告と説明がありました。この件を含めまして、皆さんから御質問、御意見等あればお受けいたします。なお、ただいま説明にありましたように、今日はあまりにも件数がたくさんございまして、会長にも数日前に課長から電話で概要の報告があったところで、どのような扱いをするかということについても、直前の御報告であり、本日は、他の案件もございまして、事務局の説明どおり、この件については5月に本審議は行いたいと思っております。

そういう前提のもとに、この件を含めまして、委員の皆様から御質問、御意見があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

【新実委員】

この中の廃棄方法に溶解、焼却、裁断とありますね。これはそれなりに内容があるのか。それから、廃棄方法の事務移管という言葉は、廃棄することなのか。説明をお願いします。

【事務局】

今御指摘のあったように、廃止の理由は幾つかございます。それから、廃棄方法の事務移管というのは国の制度の変更ということで、年金関係が主になりますが、社会保険庁に事務が移管されたということで事務移管という表記になっております。ですから、庁内での事務移管は当然廃止になりませんので、ここには入っておりません。

【新実委員】

裁断、溶解、焼却というのは何か区別があるのですか。事務上の問題ですか。

【事務局】

焼却や溶解は処分の方法として、現在は、溶解処分です。文書の廃棄処分を業者に委託する場合がありますので、そのときの方法によってこのような表記になっています。

【新実委員】

分かりました。

【白石委員】

意見になりますが、まずこの審議会が年に4回と限られた開催で、我々はその日だけの特別職公務員という位置付けになるわけですね。ですから、審議会が開かれる前提としては、要するに行政の補助者である市の皆さんに、ある意味では全権を委任して、そこから御提案いただくものをその日に審議するというその範囲でしかないのです。ということは、前提として、ある意味では性善説に立たざるを得ない、要するに出されるものを信用するしかないわけです。本来であれば、内部的に、あるいは外部的に日常のプライバシーを監査するような機能が、存在していれば、そこと審議会とがリンクできる関係になるのかと思うのです。

プライバシー監査を制度化するかどうかは別としても、今の段階では、要するにプライバシーの内部監査的な役割を事務局である総務課が担っていかざるを得ないと考えています。

だとすると、先ほどの御説明ではちょっと不十分で、もう少しどこに原因があったのか、それから改善方法、こういうことが起こったということがまず発見されたということ自体はいいことだと思います。それなりに何年かたってやっと機能したということですから。ただ、もう少し原因の解明と、対処方法、今の御説明だと年に1回の定期調査的なものをされたいということですが、もう少し工夫があってもいいのではないかと思います。

例えば、開始届がデータ管理されているようなものであれば、比較的それと各所管課、原課との付け合わせができるでしょうし、要するに開始届の管理をどういうふうにされていたのか、その辺が気になるというのが一つです。

それから、各所管課の事務の手順として、何かチェックリストみたいなものがあってもよかったのではないかと。例えば、開始届を出しました。それをその課の庶務担当者か、あるいはプライバシー保護の責任者が課ごとに分かれていると思いますが、その方が必ず年に1回ないし2回チェックシートに基づいてチェックをし、届出なり報告なり、あるいは変更がない場合は変更なしという報告をしていくという仕組みを作っていないと、年に1回これからはきちんとやりますよということだけでは、やや不十分かと思うのです。

前提条件としては、多分それぞれの事業をやっている各課は、当然日常の業務に力点が行っていますから、日常的にあまり個人情報保護の問題が、頭の中に入っているわけではないですね。ただ小金井市の場合には、かなり昔の先進的な段階からいい制度を作ってきて、それでもなおかつ何回か事件が起こって、そのたびに検証、改善を繰り返してきたわけですから、やはり今回を機に改めてその辺のシステム化なり、各課と総務課との連携体制をどうするのかということ、できれば次回までに、もう少し具体的に報告をしていただいたほうがいいと思います。

【会 長】

ありがとうございました。それでは、ただいま白石委員から原因の解明を始めとして、改善に対する意見を含めて御質問がありましたので、それぞれに応答していただきたいと思います。

【総務部長】

今、白石委員から御指摘のあった点につきましては、やはり単なる報告だけでなく、原因を究明して改善方法、また白石委員から言われましたチェックリストなど、その辺の仕組み作りにつきましても、次回の審議会までお時間をいただい

て、報告できるようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会 長】

今の案件は、非常に重要な抜本的な見直しを含む具体的なチェック体制の制度化にかかわる白石委員からの御提案であり、それを受けて市を代表して総務部長が次回の5月の審議会までにこの案件に対する具体的な提案を提示されるというお約束をいただきましたので、白石委員、よろしいでしょうか。

【白石委員】

ほかの委員さんも多分御意見あると思いますので、一言だけ。要するに、個人情報保護制度というのは、手続の見えない要素というのがすごく大きいですよ。要するに、目に見えないものですから。なおかつ、いつも何か問題が起こるといふわけじゃない。ただ、万が一起こった場合には、これが人権侵害であるとか財産権の侵害とか、いろいろなところにつながっていき、一つのセーフティーネットをどう張っていくのかという問題だと思うのです。ですから、それは手間暇がかかりますが空気みたいな問題。やはり手続的なものというのは、むしろ定型化してきちんとやっていかないと忘れ去られてしまうので、しっかりやっていただきたいと思います。

【会 長】

会長から蛇足ですが、私も関連する学会におきまして、ただいま公文書管理に関する新法規、これは福田総理のときから提案があつて以来、我が国が先進民主主義国としての体制を確立していくためにも、そういうものをいかに管理するかというのを、法制度で国も具体化するという、今年ターニングポイントの年でもありますので、ぜひ抜本的な提案をしていただきたいと、会長からの要望です。

それから20年ぐらい前になりますが、市役所がどれだけ文書を持っているかということ、首都圏の小金井市より人口規模の大きい都市で、千葉県、神奈川県で一つずつ市役所の全面協力を経て、すべての文書、図表や数表を含めて何があるか、それはコンピューターファイルまで含めて完全調査をしたことがあります。市役所というのは、先ほど白石委員が見えざる情報と言いましたが、コンピューター化されたもの、台帳を含めまして膨大な情報のファイル、文書があるということを知られました。これは自分の体験を通してで、これは本になって出版されているわけです。

したがいまして、こういうことが今回行われたということは、遅かったけれども、他の都市の状況を見ますと、やはり市の事務局としては気が付いていいこと

をなさったというように、私は両面を考えております。

【恩田委員】

今、会長のお話を聞いて、早期にきちんと管理されるようになればいいと思いましたが、少し危惧として、廃止がすごく多いのですが、そのところで年金とか新聞報道で社会保険庁が資料をなくして分からなくなっていることがすごく多いと聞いていますので、廃棄のときに市民が失うものがないことを願っていますが、その辺のところをきちんと5月の審議会のときに御説明をお願いしたいと思います。

【会 長】

恩田委員からそういう御要望があるということでございますが、特に現段階で何か委員の要望にお答えしておく必要は事務局としてはありますか。

【事務局】

そのように承らせていただきます。

【仮野委員】

この時点で気が付いたのはいいことだという御発言が何回かありましたが、それはそうとしても、一見して見るともう15年、16年前ぐらい前に本来廃止したのにその届けがなかったというものがありますね。一体この間、何をしていたのかという感じがいたします。

さて、今回、一体何のきっかけでチェックすることになったのですか。何か問題が起きたのですか。それが分かると、実はどこが抜けていたかというのがすぐ分かると思うのですが。詳細にお話しいただきたい。その辺は5月の審議会で議論すればいいわけですが。

【事務局】

流れとしましては審議会開催の1か月半ぐらい前に開始届、廃止届、それから諮問事項ということで案件照会を全庁的にパソコンや文書等で周知しております。諮問事項については、各課で忘れずに提出してきます。ただ開始届は、この審議会は年に4回ということもありますので、審議会の前になかなかその事業が固まっていなかったといった事情もございます。そういう状況ですので、使う様式類を届出できない状況というのがありますので、次の審議会に届出をすることになるかと思いますが、どうしても新しい業務に流されてしまい、開始届を忘れてしまうということもあるのかと思っております。

それから、廃止届につきましては、個人情報届の届出件数は、現在3,200件ほ

でございます。台帳ですが、何分古い届出がありますので、当然簿冊が手書きになっておりまして、その手書きの資料をこの機会にデータ化しました。データ化するのに作業がかかったということで、このような一斉に調査するという時期をその都度見ていたわけですが、その間に幾度も組織改正があり、整理が追い付かず、ここでようやく組織改正が落ち着いて、データ化できたということで各課に調査をしたという経過がございます。

ただ、それ以上に、廃止届につきましては、当方の周知不足ということが正に明らかになってしまったわけで、これについては各課で廃止届について認識が足りなかったと思っております。今後はこのようなことがないように調査を繰り返して行って、最新のデータにしていきたいと思っております。

【仮野委員】

分かりました。組織改正やいろいろな混乱の中で忘れ去られたというところでしょうか。私もこの審議会のメンバーになって長くなりますが、このようなことは当然のようにやっていることだと思っておりました。開始の届出はもちろんです。それ以上に廃止がこんなに届出漏れがあるとは、予想もしなかったです。当然やっていると思っておりました。しかし、ぜひこの機会にすべてを洗い直してほしいというのが1点と、これによって実害が生じたことというのはあるのですか。廃止の届出を怠ったというか、忘れたことにより実害が起きているということはあるのでしょうか。

【事務局】

個人情報各課で保有していますが、特に各課から実害があったという報告は聞いておりません。

【仮野委員】

なるほど。恩田委員が言われたように、それこそ大事な資料が知らないうちに廃棄、焼却というようなことだってあり得るということですよ。廃止の届出はなかったが、裁断や焼却がされていっているということは、我々が知らないままだったということですよ。今後はそういうことのないようにしていただかないといけないと思います。5月にまた議論できるというので、今日はこれぐらいにしておきたいと思います。

【会 長】

市役所にはさまざまな基本台帳というものが存在していて、こういうものはプライバシーのいわば魂をリスト化されているわけです。西欧社会ではリストとい

うのは、善者のリストという考え方が少なく、ブラックリストというリストが多いのですが、日本ではそういう文化が特にございません。しかし、こういうグローバル社会になりますと、やはりデータや情報というのは、そういう世界的なデータに対する認識や哲学を持っていないと、ただ電算化や組織の改廃でこうしたという技術論だけでは本当の認識になりませんので。

小金井市はそういう意味で、先ほど委員の発言にありましたように、情報公開・個人情報保護の両面のバランスを取りながら、先進的な市役所として、市民を第一に置いて仕事をすることをおいば使命として宣言している市役所でもございますので、ぜひそういう高い見識で全庁職員が心得ていただきたいと会長からもお願いしたいところでございます。

それでは、この報告案件は次回5月の審議会で議論させていただきます。

それでは、次に移りたいと思います。個人情報保有等届出状況の報告について、続きをお願いいたします。

【事務局】

それでは、報告書の3ページ、個人情報保有等届出状況の内訳となっております。能力考課シートから5ページの33-59までは次回に改めて報告させていただくということで、本日は01-33から15-48まで、新たに実施される事業の開始届について報告をさせていただきます。

それでは、改めて報告をいたします。6ページ目、01-33と01-34を一括して御説明します。こちらは、企画政策課の案件でございます。

01-33は「食育関係団体等登録申請書」です。前回、委員からの御指摘で、実際に使用する様式類を付けてほしいということでしたので、今回から別つづりになります。申請書・台帳等の様式類集ということで、用意させていただきました。こちらと一緒に御覧いただきたいと思っております。様式類集の1ページ目、申請書の様式です。次に、食育関係団体等登録要綱を付けております。こちらは、小金井市における食育の推進を図るために、食育や食生活の改善活動等に取り組む団体等を登録するものでございます。

同じく、01-34は「食育ホームページ編集委員応募申請書」で、様式類集の4ページ目になります。5ページ以降に設置要綱をお付けしております。こちら小金井市では、食育推進のために食育のホームページを設置することによって、委員を一定公募するため、その応募申請書に記載される個人情報の記録項目を保有するもので、個人情報の内容等については、届出状況の記載のとおりでござ

ございます。

説明については、以上です。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございましたが、御質問、御意見がございましたら
お願いします。

特にないようでしたら、これを承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【事務局】

届出書の3ページ、03-57「給付管理システム」、こちらは、諮問事項の第
22号以下と関連して説明させていただきます。それから、27-42から3件、
こちらは住宅用火災警報器の設置関係ですが、こちらも諮問事項の第20号と関
連して説明させていただきます。

それでは、届出書の8ページ、41-509「歯科健康相談問診・予診票相談
記録」で、こちらは、健康課の案件で、様式類集は10ページになります。

歯科健康相談の実施に当たり記入していただく、問診・予診相談記録となって
おります。これは、従来から健診業務を歯科医師会に委託を行っていましたが、
新たに様式を設けたということでの届出になっていて、このように健康状態、既
往歴等を記入していただくようになっております。個人情報の内容等につきましては、
届出状況の記載のとおりです。

説明については、以上です。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございましたが、御質問、御意見があればお受けい
たします。

内容は、別冊の資料の中に具体的なことが掲載されており、資料の10ページ、
歯科医師による記録でございます。

特にないようでしたら、これを承認いたしたいと思います。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【事務局】

次に、届出書の8ページ、15-48「保育料多子軽減適用申請書」で、保育
課の案件です。こちらは従前、2人以上の子どもの両方が保育園で保育されてい
る場合に限り、保育料の軽減措置が取られていたわけですが、今年の第1回市議

会定例会におきまして、保育料の徴収条例が改正され、一方の子どもが幼稚園又は認定こども園に在籍する場合も軽減措置の対象になったことから、係る申請ということで届出が出ているものでございます。

様式類集の11ページに、今は案の段階ですが、申請書をお付けしてございます。個人情報の取扱いの内容は、記載事項のとおりでございます。

説明については、以上です。

【会長】

ただいま事務局から保育料多子軽減適用申請書につきまして説明がございました。保育所だけではなくて、幼稚園や認定こども園を利用している子どもも算定対象人数に含めるという平成20年度予算案の内容が盛り込まれております。資料12ページ、別添2でございます。

【平沼委員】

これは確かに保育料ですから、市などの公になるとは思いますが、無認可の場合はどうでしょうか。

【保育課長】

認可外保育施設でもいろいろ種類がございます。認証保育所、保育室、家庭福祉員、その他の保育施設がありますが、これらにつきましては、減免ということで保育料の軽減を行っているところでございます。その他の認可外保育施設については、現在のところそういう制度はございません。

【仮野委員】

無認可はどうなっているかと聞いているのだから、無認可はどうかを教えてください。

【平沼委員】

はい、無認可がどうか分からないのですが。

【保育課長】

無認可保育施設も種類がいろいろございます。私どもは、無認可保育施設を認可外保育施設と言っていますが、その認可外保育施設のうち、東京都が認証を行っている認証保育所、東京都で行っている保育室、それと小金井市で3歳未満児を一般の御家庭で見ている保育ママ制度というのがあります。そちらにお子さんを預けていらっしゃる場合は、もし兄弟が認可保育所にいた場合は、減免の措置を取っております。それ以外に託児所や事業所内の保育施設、病院の中にある院内保育施設等いろいろございますが、そういうところについては、現

在のところで減免の対象とはしておりません。

【平沼委員】

減免の対象にはなっていないということは分かりましたが、やはりそういうところに子供を預けないと、いわゆる公的なところには働いてからでないを受けていただけないために働くまでの間、結局は無認可に預けなければいけないというようなことでお母さんが困っていらした例を知っているものですから、それでお伺いさせていただきました。

【会 長】

いわゆる保育所や託児所というのは、生後間もなくの子どもを預かる育児室も、もちろん減免の対象になっているのでしょうか。

【保育課長】

生後間もない場合でも、今回の届出は、あくまでも保育料の多子軽減ということで、兄弟が認可保育所に通っている場合に限ってございます。もう一方の兄弟が生後間もない場合、保育室、認証保育所、家庭福祉員、保育ママにお預けしている状況でも、一方の兄弟が認可保育所であれば、減免の対象としています。

その他の託児所や事業所、保育施設の状況というのは、東京都を介して届出がされている状況だけですので、実際に何歳児から受け入れているかというところまでは把握してございません。

【会 長】

今、女性の方が働いて家計を維持しないと大都会では生きていけないという状況に追い込まれておまして、赤ちゃんやお子さんを持たれている家庭の女性の方は、大変この問題に関心が高く、真剣に、深刻に受け止めておられますので、ただいま平沼委員からの御質問はそこに関する御質問だと思いました。

この件で、ほかに御質問はありますか。

特にないようでしたら、この案件は承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【事務局】

次の能力考課シート以下、届出書の18ページまでの届出は、先ほど申し上げましたように、過去の開始届ということになりますので、次回5月まで保留扱いとさせていただきます。

それでは、次に、諮問事項に移らせていただきます。

諮問書を御覧ください。今回の諮問につきましては、諮問第18号から第26

号までの9件となっております。今回は、今話題となっております定額給付金の関係も含まれております。御存じのとおり、関係する国の第2次補正予算、それから関連法案も可決成立し、また、小金井市においても、既に第1回市議会定例会において、事務費を含む関係予算が可決されております。

この定額給付事業は、市町村が実施する事業と定められていますので、その給付に係る改正を早急に作る必要があるということで、今回、その関係で諮問させていただくものです。また、同じく、国の2次補正予算で子育て応援特別手当が含まれておりまして、これは主に、第2子以降の子が3月末において、3歳から5歳の子どもさんがいる場合に交付される手当でございまして、やはり市町村が実施する事業と定められていることから、必要事項を諮問させていただいております。

諮問第22号、第23号については定額給付金についてです。それから、第24号については子育て応援特別手当、第26号につきましては、システムということで、定額給付金と子育て応援特別手当の両方に係る諮問となっております。

それでは、諮問事項を順番に、最初に諮問第18号「国民健康保険被保険者証一斉更新事務委託」でございます。こちらは、保険年金課の案件です。

これは、国民健康保険被保険証の一斉更新に当たりまして、新たな保険証の作成、封筒の作成、データの出力、印刷、封入封かん作業を民間事業者へ委託するというので、個人情報保護条例第27条第3項に基づいての諮問でございます。

資料として2ページ以下に委託仕様書、それから5ページ目に個人情報取扱特記事項をつけてございます。委託の内容と受託者への条件、これを扱う個人情報の項目、受託者に渡す記録の形態等については、諮問書のとおりでございます。

説明については、以上です。

【会 長】

事務局から、諮問事項の順次概要を説明されて、その後、最初の諮問事項に関する審議として第18号「国民健康保険被保険者証一斉更新事務委託」に関しまして説明がございました。この件につきまして御意見、御質問あればお受けいたします。

【新実委員】

委託先が民間業者ということになっていますが、これは募ってからこれから委託をするのか、その前に委託の話はできていて民間委託をするのでしょうか。

【保険年金課長】

委託の内容を募るときに、幾つかの業者とは相談していますが、具体的にはこれは来年度の予算ですので、この諮問が通って答申を得た後、来年度早々に委託契約等についてできればと考えています。

【会 長】

よろしいでしょうか。

【新実委員】

はい、結構です。

【会 長】

ほかに、ございますか。

【恩田委員】

これは委託される業者の方に、データが入ったものをどのように渡すのか、具体的に教えてください。

【保険年金課副主査】

受託した業者にお渡しするデータの形態ですが、今のところMO形式で検討しております。MOといいますのは、フロッピーディスクの容量の大きなものでございます。こちらにCSVという、イメージで言うとエクセルのようなものですが、こちらにデータを入力し、パスワードをかけます。パスワードをかけたものをMOに書き込んだ上で、受託した業者の担当者を小金井市の庁舎に呼びまして、手渡しで渡すように検討しています。

その際は当然に授受の確認が必要になりますので、確かに受け取りましたという受取書を業者から小金井市に提出をしていただくというような仕様で考えております。

【恩田委員】

危惧しているのは、業者に手渡ししますよね。よくいわれるのはその業者が持って帰るときに、紛失してしまうということがあり、その辺のところはどういうふうになっているのかお聴きします。

【保険年金課副主査】

それに関しましては、紛失したらという前提でお話をするのは非常に恐縮ですが、CSVというエクセルのようなデータにパスワードをかけます。パスワードは、小金井市と受託した業者との間だけで分かるものになっていて、そのパスワードを入力しないとファイルが開かないような仕組みを検討しております。

【恩田委員】

細かい技術的なことはちょっと分からないのですが、やはり手渡ししてもいろいろな事故が起きているということを聞きますので、その辺がすごく心配です。健康保険は本当にいろいろな方たちの情報が全部入っていますので。

【会 長】

個人情報の最たる機密を要する情報の受渡しなので、パスワードで保護されているといますが、物理的にソフト媒体を手を持って庁舎と業者の間を行き来するわけですので、恩田委員が御心配になっている点について、なおさら慎重に取り扱ってほしいということでございますよね。

【恩田委員】

はい。

【会 長】

ということですので、担当課におかれましては、ぜひそういう意識を職員一体となって忘れることなく認識していただきたいと思います。

【望月委員】

今のお話の中で、データの管理という面がよく新聞やニュース等で、委託先の社員が自分のパソコンに入れて持ち歩いてそこから流出したとかいう事件を耳にいたします。

そういう中で、諮問書では「複写及び複製の禁止」という項目は入ってはいますが、その辺の危惧といいますか、管理といいますか、その辺について、これはこの問題だけではなくて、全体でのことになりますが、大体受託者の条件というのは同じ条件が書かれてありますので、その辺についての対応というのはこの禁止ということで十分なのかどうか、その辺をお聴かせいただければと思います。

【保険年金課長】

まず、業者もプライバシーマークを取ったことを前提に進めます。ただ、プライバシーマークを取ったところも流出事故は実際に起こっていますし、大日本印刷でも数百万人の情報が流失したという現実があります。

私たちもそういう中で、どういう形で流出しているかを見ますと、一つは、派遣の人や委託先が庁舎に出入りして、その中で例えば戸籍の情報が流出したという例の市役所も現実にあります。あとは個人のパソコンの中に入れて、そこからウィニーなどで流出するというパターンです。委託先をこれから選定するわけですが、単にプライバシーマークでセキュリティーのポリシーを持っているかどうかだけでなく、基本的には個人のパソコンにデータを入れるということはあり得

ないことですから、具体的にどのようにデータを扱うのかということについても、委託先とは細かい点までチェックしたいと思います。

例えば、先ほどデータを手渡しすると言いましたが、それについても事務所に必ず直接戻ってほしいというのも含めて、具体的にその辺はチェックしていくような体制を取るようにしたいと考えております。

【望月委員】

いずれにしましても、そういった事件が起こらないように絶えず監視の目といますか、やっていただければと思います。

【会 長】

これは機密情報だけに、どういう媒体であれ、庁舎外に出るということは、いくら契約書に機密保持の個人情報取扱特記事項まで明記して契約を交わしているにしても、やはり慎重に慎重を期していただきたいと思います。

委託主から見れば、委託業者はブラックボックスとして全体が暗箱に入った形でしか見えておりませんので、その中でどういう作業工程表でやっているのか。受けた方がそのまま作業をやるとは限らないので、ぜひ慎重に取扱いをくれぐれもお願いしたいと思います。

それではこの案件、ほかに御意見、御質問ないようでしたら、これを承認いたします。

次の説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、諮問第19号「健康診査結果通知票封入封かん委託」で、こちらは、健康課、保険年金課、介護福祉課からの案件でございます。市で実施する国民健康保険の特定健診、後期高齢者の医療健診、介護保険の生活機能評価健診、それに健康課のフォロー健診の各健診について、対象者による受診券と過去の健診結果等を封入封かんするという事で民間委託するものでございます。

資料としましては、9ページに通知票に記載する過去3年間の健診結果の項目、10ページに仕様書、12ページ以下15ページまで、実際に使う結果通知票、問診票を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

説明については、以上です。

【会 長】

ただいま諮問第19号に関しまして、事務局から説明がございました。これについて御意見、御質問あればお受けいたします。

【西口委員】

諮問書の14ページに特定健康診査、後期高齢者医療健診とありますが、これはいわゆる特定高齢者の確定のためのものですよね。

【保険年金課長】

特定高齢者の確定については、後ほど諮問第21号で、チェックリストの封入封かん作業がありますが、こちらが介護保険の生活機能調査となっていて、こちらは、それとは別に、平成20年度から開始された特定健康診査とあって、いわゆるメタボリックシンドロームの発見を主に目的とした健診のための調査項目です。ですから、諮問書の27ページが特定高齢者確定のためのものですので、これについては介護保険ではなく、健康保険が主体となります。

【西口委員】

これは、市民の方々に配布をするのですか。

【保険年金課長】

これについては、小金井市民で、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方と、後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方を含めて全員です。40歳から74歳までの方については、国民健康保険に加入している方についてこれをお送りするものです。

【会 長】

これは、該当者数は、全体で大体何人ぐらいでしょうか。

【国保給付係長】

概ねで申し訳ないのですが、約2万7,000から3万ぐらいの間でお送りする形になると思います。

【会 長】

これはその段階では、コンピューターで出てきて既に機械的にのり付けされたものを封かんするのですか。それとも、開いた丸見えのものを封かんするのですか。

【国保給付係長】

12ページから15ページまでに参考で載せてございますが、12ページ、13ページが、裏表で一番上になります。封入封かんに渡す前の作業として、印刷物として用意するものは、複写のものを上に3枚重ねまして、4枚目に15ページの送付票に当たる受診券をセットし、機械的にホチキス留めで4枚まとめたものをワンセットとして用意します。それを約2万7,000部用意しまして、それ

から封入封かんの作業に回します。その印刷物の中に個人情報が入っておりますので、御審議いただきたいという趣旨になります。

【会 長】

会社や学校の定期健康診断の具体的な検査データは、正にプライバシー中のプライバシーです。こういうものはコンピューターで作成すると同時に、機械的にのり付けされたものを折り込んで郵送するということが今では基本になっていると考えられます。その点、今の御説明では、複写を含めて複数枚をホチキス留めするというのは、作業には肉眼に記憶するかどうかは別にして、物が映っているわけですね。

【国保給付係長】

おっしゃるとおり、見る気があれば見られる状況ではあります。

【会 長】

その点について、職場の定期健診のデータは、今一工夫されていますから、工夫があってもいいのでは。その点はいかがですか。

【国保給付係長】

今おっしゃられたことに関しましては、今後いろいろ検討材料の中の一つとしていきたいと思えます。と申し上げますのは、今年度から始まった制度の仕組みで、実はいろいろ試行錯誤しながら、今回は去年とまた違う形で、より事務的に簡便化する方法を考えた上でのこの方法になってございます。

今おっしゃられた方法を含めまして、今後進めながら、個人情報に配慮しながらよりよい方法を取っていこうと思っておりますので、また内容を変える場合は、この場で提起させていただくということで、今回はお願いしたいと思います。

【会 長】

だれが考えても個人情報の最たる情報だと認識できますので、やはり安全性に対する何重かのガードをしておくべきだと思います。庁舎からこういう情報が、目の届かないところに、少なくともブラックボックスの中に出ていくわけですので、市民の方が安心して小金井市で暮らすためには、そこまで配慮する必要があるのではないかと思います。こういう情報はお医者さんのみが持っていて、医師が守っている情報と同じだと思いますので。

【白石委員】

これは、受託予定業者としては、大体どういう業種のところでしょうか。例えば印刷会社系であるとか、あるいは医療事務系であるとか。なおかつ、入札方式

が一般の競争入札なのか、制限つき入札なのか、あるいは指名なのか、その辺お聞かせいただけますか。

【保険年金課長】

基本的には、これは医療というよりは、印刷業者系というか、データ系ですね。例えば、税関係の要するに納税通知書の封入封かんを行う、そのようなノウハウや自動封入や封かんの機械を持っているところを対象にしたいということで、指名競争入札を現段階では考えています。

【白石委員】

先ほどの質問に戻るところがありますが、ホチキス留めをし、この15ページが一番上に来て、窓あきの封に入ります。これは折り込みと書いてありますから、折らない状態でそのまま封入して封かんするという作業ですね。そこは手作業にならざるを得ないのですか。

【国保給付係長】

見積もりの段階で機械封入にかけられるかどうかという話を業者と打ち合わせしましたが、やはり厚手の4枚がとじられていると、どうしても機械では無理だということで、手による封入という形で行うと聞いております。

【白石委員】

そうすると、指名競争入札でも小金井市の場合には、最低制限価格を設けていますか。

【国保給付係長】

設けております。

【白石委員】

結局、かなりの部分が人件費的要素になりますよね。そうすると、限りないダンピングになると、どうしても実際に作業に従事する民間会社の職員がアウトソーシングされた、要するに非正規の方がかなり低賃金で雇われる可能性があると思います。そうしますと、プライバシー的な訓練が十分されていないというようなことが考えられるので、何でもかんでも安ければいいという世界でもないということは、この間だんだん分かってきたと思いますが、その辺の委託・受託契約の関係の中で仕様書の中身がきちっと担保できるかどうか、その辺が課題なのかなと思います。

【保険年金課長】

かつて納税通知書が誤封入という事件がありまして、そのときにちょうど担当

で係長をやっていましたが、確かにかなり安い業者に入札した結果、私どもが想定していたのとは違うような方法で封入されていたということがありました。先ほど申し上げましたが、プライバシーマークを持っているから絶対に信頼できるとは思っていません。ただやはりプライバシーマークを取っているということは、その段階での現地の査察というか、一定の条件を満たしていますので、その意味では、安全にできるという条件を整えた業者の中で、競争していただきたいと私どもとしては考えています。

【会 長】

この問題は、小金井市だけの問題ではなく、地方自治体の情報管理、それからいろいろな情報の取扱サービスに関する信用保証、そういうことに基本的にかかわるわけで、将来はこういう取扱いの国家資格や業界資格が出て、安全管理者が何人いるから指名競争入札に応募できるとか、そういうことになるかもしれませんね。

したがって、やはりこういうものが大規模都市になりますと、全部アウトソーシングでとにかく庁舎から出ていく中で、ホチキス留めというマニュアル操作が入っていると聞きましてちょっと驚いた次第ではありますが、複写のためとはいえ、やはりこういう内容でできるものという、見積り合わせするときの条件の中に、積極的に市側が安全のための条項を設けるなどして、その条件にかなう業者に応募してもらおうようにしないと、ただコストが安いということだけで、今日の議論にもありましたように、取扱いの保証に関する品質が劣化することがあると大変問題になると客観的に考えられます。この点はくれぐれも今後の重要な課題として会長からも提案したいと思いますので、検討をお願いします。

今回のこの件については、意見が出尽くしているように判断いたしますので、これを承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【事務局】

次に諮問書の16ページ、諮問第20号、こちらは届出書も関係しますが、「住宅用火災警報器設置事業委託業務」でございます。市では、高齢者の生命・財産を火災から守る目的ということで、75歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯を対象に、無料で住宅用火災警報器の設置事業を実施しておりまして、現場での取付作業をシルバー人材センターに委託するものでございます。資料として、事業の概要が諮問書の17ページ、事業の流れ、仕様書、個人情報の特記

事項、実施要綱を付けてございます。委託の内容等につきましては、諮問書16ページの記載事項のとおりです。

お手数ですが、個人情報保有等届出状況報告にお戻りいただきたいと思いますが、7ページ、27-42「火災警報器設置事業の申込書」です。実際に使う申込書は様式集の7ページになります。申込書に記載される個人情報の内容を保有するものでございまして、保有する委託業務の記録の名称、目的、範囲、内容につきましては、届出状況記載のとおりでございます。

次に、27-43です。様式集の8ページに、シルバー人材センターに依頼する際の依頼書を付けております。その際に記載される個人情報、その内容を保有するということでございます。それから、27-44、様式集の9ページ、これは一覧表でして、そこに記載される個人情報の記録項目を保有することでの届出となっております。

説明につきましては、以上です。

【会長】

この件は諮問第20号と個人情報保有等届出状況の報告を合わせて審議いたしたいと存じます。

それでは、この件に関しまして御意見、御質問あればお受けいたします。

特にならなければ、これを承認したいと思います。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【事務局】

続きまして、諮問書25ページ、諮問第21号「介護保険基本チェックリスト封入封かん作業業務委託」で、目的としましては、現に要介護、要支援の方は除き、65歳以上の高齢者全員ということになりますが、そのような高齢者の方を対象に生活機能チェックを実施するために基本チェックリストの封入封かん業務を民間事業者に委託するものでございます。資料は、26ページにフローチャート、基本チェックリストは27ページになります。それから、28ページに個人情報取扱特記事項を添付してあります。委託の内容等、委託者の条件、個人情報の項目等については、諮問書のとおりでございます。

説明については、以上です。

【会長】

諮問第21号につきましては、事務局から説明がありました。この件につきまして御意見、御質問あればお受けいたします。

【西口委員】

封入作業については特段いいと思いますが、基本チェックリストの下のところに米マークが三つ付いていて、その3番目に「なお、この情報はあなたの介護予防のための資料として地域包括支援センターに情報提供し、かつ介護予防事業の御案内をさせていただく場合があります。」と書いてありますが、これはどういう場合なのですか。どういうときに情報が地域包括支援センターに行くのでしょうか。

【会 長】

西口委員の質問は、普通こういう特記事項は少ない例でございますが、重要な御指摘がありましたので、説明をお願いいたします。

【介護福祉課包括支援係主事】

特定高齢者の候補者を選定するために、この基本チェックリストを封入封かんして、対象の高齢者にお送りするものですが、実際に返信されて特定高齢者の候補者の基準にあう方について、生活機能評価健診というものを受けていただきまして、市に情報が戻ってまいります。戻ってきましたら、その方々の情報について、お住まいの地域ごとの地域包括支援センターに情報提供をいたします。各包括支援センターでは、まだ候補者の段階ですので、検査の結果等を基本チェックリストの項目を踏まえまして、最終的に特定高齢者を決定する業務があります。この決定された方について、その後、ケアプランを作りまして、実際に特定高齢者向けの運動機能向上プログラム等の、その方々に特化した介護予防プログラムを受けていただく必要がありますので、参加の意思があるのかどうかということも含めまして、包括支援センターから一定の御連絡を差し上げるという意味合いでございます。

【会 長】

そういう説明でお分かりでしょうか。

【西口委員】

しつこいようですが、「介護予防のための資料として地域包括支援センターに情報提供し、御案内させていただく場合があります。」と書いてありますよね。この「場合がある」というのはどういう場合なのか、どういう対象の方々はこの情報が地域包括支援センターに行くのでしょうか。

【介護福祉課包括支援係主事】

基本チェックリストをお送りする方全員に包括支援センターから連絡が行くわ

けではありません。特定高齢者の候補者の基準に該当する方に健診を受けていただきます。その受けていただいた方の情報が市を經由して、各包括支援センターに情報提供されるという形を取りますが、その後、健診結果等と基本チェックリストの回答内容を総合的に包括支援センターで判断しまして、特定高齢者と決定された方々に連絡を差し上げるという意味ですので、必ずしも全員の方に連絡を差し上げるというわけではございません。

【西口委員】

つまり、まず手順として、特定高齢者の候補者としてリストアップされるわけですね。それに対して確定をしなければならないので、地域包括支援センターから候補者の方々に連絡をするわけですか。

【介護福祉課包括支援係主事】

健診の結果がありませんと、候補者の特定高齢者を包括支援センターでは決定できないという仕組みになっていますので、個々の方が健診を受けた後、健診の結果と基本チェックリストの内容を総合的に、一定のルールに基づいて、あなたを特定高齢者にしますという判断を下すこととなります。そのときに、あなたは特定高齢者向けのプログラムに参加する意思があるでしょうかというところで、初めて御連絡を差し上げるという形になります。

【西口委員】

その段階になって、初めて包括支援センターがかかわるわけですね。特定高齢者の候補者になった段階で、包括支援センターが対象の方々に連絡をとるということになるわけですか。

【介護福祉課包括支援係主事】

候補になった段階ですぐに包括支援センターに情報提供という形はとりません。総合的に判定するために、必要な検査項目の結果がありますので、この結果と合わせて地域包括支援センターに情報提供をしませんと、特定高齢者を決定することができないというルールになっています。まず健診を受けていただくところからスタートしまして、結果を包括支援センターに提供するといったルールになっております。

【西口委員】

地域包括支援センターにその結果が流れて、例えばプログラムに参加しませんかとか、あなたは特定高齢者になったので、プログラムに参加して、介護予防をやりませんかという話になるわけですね。その段階で初めて地域包括支援セン

ターが、対象の方に突然電話をかけるわけでしょう。

【介護福祉課包括支援係主事】

そういうことです。

【西口委員】

そこでいつでもトラブルがあるのではないですか。住民の方からは、地域包括支援センターが何で電話してきたの。どこからそういう情報が漏れたの、と。これは小金井市だけの問題でなくて、この制度の根幹的な問題だと思いますが、今までは市がずっとやっていて、ほとんど地域包括支援センターはタッチしてなくて、ある日、特定高齢者の候補者になったので実際のプログラムに参加しようといった段階になって、突然「地域包括支援センターですが」と住民の方に電話がかかってくるわけですよ。それは住民の方からすれば驚くし、何か怪しいやつではないかと思いますよね。そうしたら、絶対にだれも参加しようと思わないですよ。

だから、もしも地域包括支援センターが、この特定高齢者の施策に対して、もっと積極的にかかわっていかなければならないということであれば、やはり市民の方々に対して、この特定高齢者の施策に関して、こういう書き方ではなくてきちんと丁寧に説明をして、地域包括支援センターがどういうもので、なぜ地域包括支援センターがしなければならないのかということを書かないと分からないですよ。

だから、相変わらず国が5%を出したいのに、数パーセントしか上がってこないわけでしょう。そういう非常に少ない数しか上がってこないわけじゃないですか。そのあたりの手続の問題はもう少し丁寧にさせていただかないと。

特定高齢者施策に関して、特に個人情報に関係もありますので、なぜ、ある日突然、地域包括支援センターから電話がかかってきたのかということに対して、非常に強い危惧があるわけです。ましてやひとり暮らしの方々に関しては、包括支援センターなどの存在も知らないわけですから。それまでずっと役所がやってきたわけです。そこをもっと丁寧に、施策を遂行する際に、やはりプライバシーの問題も含めて、なぜ地域包括支援センターなのか、地域包括支援センターは何をやるのかということの説明しないといけないと思います。これは私の意見です。

【会 長】

今、西口委員が特定高齢者に関する、他の機関からいろいろ具体的な対応があったとき、記入者本人が、どうしてこの情報を他の機関が持っているのだろうと。

確かに調査票の注記には書いてあるけれども、それぐらい重要なかわりを持つものであれば、こういう「注」で示すのではなくて、調査票を送るときに具体的にこういうことで連絡がありますということ、むしろ前文の中で明示する必要があるのではないかと、私は西口委員の貴重な御意見を聞きまして、このように思った次第です。

通常こういう調査というのは、その期間限りで他の運用は一切いたしませんと書いて、こういうアンケートをとるのが通常の今の個人情報保護法のもとでの調査のあり方です。例外として、他機関が利用するということでもびっくりするけれども、しかも表現が、各種介護予防事業の御案内となっていて、御案内だと、何かPRのパンフレットでも送ってくるのかなというように、この文章だと常識的にはとりますよね。今の西口委員とのやりとりの中では、もっと基本にかかわる重要な通知があるということですから、なおさら西口委員が想定された、本人がびっくりするというのは当然だと思った次第ですが。何か、このことに対して、意見があれば。これを工夫する用意は現時点で考えられますか。

【介護福祉課包括支援係主事】

本日の資料にはありませんが、同封する案内チラシがございまして、その中では、基本チェックリストから始まって、最終的に地域包括支援センターから特定高齢者のプログラムへというような案内のチラシを平成20年度は同封してお送りしています。本日、この資料は配布していませんが、どういったことで、こういうものを利用して特定高齢者のプログラムにつなげていくかということについても、普及啓発ですので、いま一度、原点に立ち返って、今年度よりいいものを用意したいと思っています。

【会 長】

文章で伝えることは当然だと思いますが、もう一つ、そういった手続の一環だということを示すような、例えば一目で分かるようなフローチャートを、さらに分かりやすく添えておくとか、いろいろな工夫の仕方が、調査票のここという基本チェックリストの設計、注意書きの書き方、そういう点でも改良の余地がまだ相当あるなど、思ったのですが、ぜひ何かそういう説明と図解をしていただきたい。

それから、こういう調査をしたときに、御年配の方が100%記入して返送してくださるものなのかどうか。回収率です。市役所としての公平性を期する上で悉皆の100%回収は常識だと思いますが、現実はどうなのか。また、本人が書

けないような身体的困難性に陥っておられる場合は、代理人が問答をしながら記入してくれるのかどうか、その対策も含めて一言お聞かせください。

【介護福祉課包括支援係主事】

平成20年度の実質的な回収率ですが、約80%でした。送付した件数は1万7,000件ほどで、そのうち1万3,500件ほど返ってきております。回収率を高めるために、アンケートをやっている期間に各地域包括支援センターの職員にも協力していただいて、訪問した際には出していただけましたかというようなことを、高齢者に対して声かけをしてもらい、市からも市報等でも広報はしているところです。ほかの高齢者関連のプログラムも実施しておりますので、そちらでもこういったことについての投げかけ等をしているところです。

【仮野委員】

私も特定高齢者の候補者になりそうな年代になってきたので人ごとではありませんが、今の西口委員の質問を聞きながら、ああ、なるほどと思いながら考えていたのですが、26ページのフローチャートに、市民用結果説明等とありますね。これは当然ながら受託健診機関などが、この特定高齢者候補者に結果を説明するという意味ですよ。

【介護福祉課包括支援係主事】

はい。

【仮野委員】

そうですね。だから、このときに当然ながら、あなたは特定高齢者候補者だと、つまり簡単に言えば危ないよという話ですよ。分かりやすく言うと、今のうちにいろいろやらないと介護になりますよ、ということでしょう。

【介護福祉課包括支援係主事】

市民用にお返しする健診の結果票ですが、こちら本日の資料には付いておりませんが、こちらは受診された医療機関の先生が、あなたは介護予防のプログラムに参加するに特に差し支えないということで、問題なければ勧めていただけますし、例えば心臓が悪いとか、特定の疾患があるような方については、こういった種類のプログラムの参加は一部お控えくださいとか、もしくは全面的に参加は控えるよということであって、あなたは特定高齢者ですよとか、そういった結果説明ではございません。

【仮野委員】

今の関連で、なるほどと思いながら聞いていたのは、この結果説明を丁寧にす

れば、地域包括支援センターからいきなり電話がかかってきてびっくりしたとか、そういうことはないのではと思ったのだけど。

そこで、簡単に言うと、最後のなお書きが意味不明で、これをもうちょっと素直に、これは「なお」というよりも、もっと一番大事なので「なお」は要らないので、この情報はあなたの介護予防のための資料として地域包括支援センターに情報提供しますと。問題は、いきなり抜き打ち的に地域包括支援センターから、ある人のところへ電話が入って、さあ、あなたは地域包括支援センターに来なさいというわけではないのでしょうか。どうするのか知らないけれど、ここが一番大事で、要するに必要な方には御本人と相談の上そういう事業の御案内をさせていただきます。御本人との相談がなければ、さきほど西口委員が言われたように、いきなり地域包括支援センターから電話が来て、あなたは来なさいと言われても、何だという話になりかねないので、丁寧に書いたほうがいい。いずれにしろ、介護予防事業を受けるか受けないかは本人次第なので、本人が納得するかどうかわかりませんが。

【介護福祉課包括支援係主事】

そうですね。本人の意向を尊重しています。

【仮野委員】

そうそう。だから、できるだけ本人と接触できる場面を、結果説明のときなどにして、そして、まさにお互いを理解した上で事業を進めれば、さきほどの回収率も含めてもっとよくなるのではないかと思います。

【会 長】

では、そういう意見があったということで、担当課におかれては、よく御準備を願いたいと存じます。

それでは、この案件を了承とさせていただきます。

では、次の諮問事項を説明してください。

【事務局】

43 ページ、諮問第25号「子育て応援記念品の贈呈に係る新入学学齢児童生徒名簿の利用について」で、こちらは子育て支援課からの案件です。子育て支援事業の一つとしまして、新たに小学校に入学する児童に記念品として図書カードを贈呈する事業で、その対象児童を把握するために、教育委員会学務課の保有する新入学学齢児童名簿を目的外利用するということでの諮問です。

小金井市立の小学校に入学する子供さんについては、入学式の日には学校を通じ

て配布しますが、それ以外の国立や私立の小学校等に入学される子供さんについては、別に郵送するというで行うことになります。

資料として、44ページに事業の概要を添付してございます。必要とする個人情報の記録の内容は、保護者、世帯主の氏名、子供さんの氏名、住所でございます。

説明については以上です。

【会長】

この諮問事項につきまして、御意見、御質問を承りたいと存じます。いかがでしょうか。

特にならなければ、これを承認いたします。

それでは、次の諮問事項の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、諮問書の30ページ、諮問第22号「定額給付金給付対象者の抽出に必要な外国人登録原票の利用について」、それから、次の31ページ、諮問第23号「定額給付金支給に係る業務委託について」、こちらについては一括ということで御審議いただければと思います。

定額給付金につきましては、外国人の方も支給対象となるわけですが、ただ、外国人登録法につきましては、住民基本台帳法のように市の事務に利用できる旨の規定がございません。ですから、今回の定額給付金事業の対象者の外国人の方を抽出するに当たって、この登録原票を利用することについて、目的外利用の諮問をさせていただくものでございます。

なお、住民基本台帳は、本来の趣旨が行政側の合理化に資することを目的としておりますので、住民基本台帳を利用することについては、目的外利用には当たらないということになっておりますので、諮問事項にはなっておりません。外国人登録から必要とする個人情報の内容としては、ここに書いてありますように、氏名、住所、生年月日、続柄、在留の資格・期間ということになっております。

続いて31ページ、第23号ですが「定額給付金支給に係る業務委託について」、支給事務につきましては、申請書の封入、封かん作業、提出された申請書の確認、整理業務、窓口での申請受付業務、電話受付業務、そして、それらのデータ入力作業などの業務を民間業者に委託するということでの諮問となっております。

資料としては、32ページから35ページまでに、仕様書が添付してございます。それから、個人情報の保護、取扱いの特記事項は36ページに付けておりま

す。それから、39ページに受付業務の日程を参考に付けさせていただきました。
委託の内容等については、諮問書記載事項の記載どおりです。

説明については以上です。

【会 長】

それでは、この諮問案件につきまして、御意見、御質問があればお受けいたします。

【新実委員】

概要がありますが、これを見まして、以前、テレビで見たと思うのですが、ホームレスの方にも給付金を渡すという話がありましたよね。この中では住所登録をしている人にしか渡さないというようになっていますが、この点は一体どのようなになっているのか。小金井市にはホームレスの人はいないのか、ちょっとお聴きしたいと思うのですが。

【企画政策課長】

定額給付金につきましては、2月1日現在の住民登録のある方と、外国人登録原票に記載のある方ということですので、ただいまおっしゃられた住民基本台帳に登録されていない方については、支給はできないということになっております。神戸市さんのほうで、ホームレスの方を回りまして、住民登録をしてくださいという形で対応をしているということについては、承知はしております。ただ、小金井市としまして、何人いるということについては存じておりません。ですから、住民基本台帳に登録していただければ支給できますので、申請期間については6か月ということになっていますから、2月1日現在、小金井市にいるということで、市民課で登録ができれば出せるということにはなりますが、現時点で特段ホームレスの方にどうこうするということは、考えておりません。

【西口委員】

DVを受けている方はどうなるのでしょうか。

【会 長】

これは他市でも今、問題になっていますね。担当課、お願いします。

【企画政策課長】

DVの方ですが、主に御主人だと思いますが、市民課の窓口でDVの加害者から逃げている女性の方の追求に来たときに閲覧ができないという支援措置をしております。ですから、市民課に申し出ていただいて、支援措置について確保するという形をとっていただいて、実際の居住地で住民登録ができれば支給できると

ということにはなりません。ただ、確実にその情報が漏れないかという部分については、DVの被害者の方、本人自体がなかなかそこまで、住民票を移すということ事態にはなりにくいという状況でございますので、DVの方について、御主人と世帯が分かれて、実際には家には住んでいらっしゃるのに、加害者である御主人が世帯主になっていれば、一括して申請することになり振り込まざるを得ないという状況になりまして、現実問題として避難している方については支給できないということになってしまいます。

【西口委員】

そうすると、DVの加害者である方が世帯主なので、そこの方の口座に一括して、DVを受けている方の金額も振り込まれてしまうと。それは加害者であろう方がどう使おうとその方の自由ということになってしまうわけですね。

【企画政策課長】

住基に登録されている方については、世帯主の方が原則として申請者になります。原則申請と振替先は世帯主になりますが、受給について、それぞれ代理人という形でしていただいても構いません。ただ今の例ですとDVの加害者の御主人が家族分の申請をして、御主人の口座に振り込まれてしまうということなので、被害者である女性の方はもらえないということになってしまいます。

【西口委員】

どう考えても、それは制度上おかしいですよ。どう考えてもおかしい。被害者の方が、特に女性だと思いますが、女性は被害者ですよ。生活給付金という名前に値する、もらうに値するような生活をしているのはまさにその方じゃないですかね。その方がもらえなくて、加害者側が大手を振ってもらえる。それは個人情報の問題もたくさんありますが、これはどう考えたって正義じゃないです。これは正義に反します。だから、これはどう考えても、きちんと対応を考えないと。それは国の事業といえば国の事業なので、総務省の言われたとおりということになってしまうと思うのですが、それはどうなのでしょう。

【企画政策課長】

総務大臣が、そういった方については二重払いという意味では二重払いになるのですが、ほかの地域活性化・生活対策臨時交付金というのが同じ第2次補正の中で交付されることになっています。ですから、それを活用してDVの被害の方に、特別に同じ金額を支払うという制度については検討するよということ、総務大臣から国会の中で発言があったようです。ただ、交付金自体が財政力指数

によって、もらえるところともらえないところがありまして、小金井市の場合についてはこの交付金自体が国からは出ないという形になっていますから、一般財源を使って小金井市がやるかどうかという選択はあるとは思いますが、交付金が出ないということで少し難しいということです。

【会 長】

小金井市だけの、何か特例措置を求めるのか、あるいは全国的な、そういう一般的原則でそうせざるを得ないとするのかですね。その点、西口委員、何かございますか。

【西口委員】

個人情報の問題で言うと、DVを受けている方は、あくまでも個人情報は最大限に秘匿にしてほしいと願っていると思うのです。どこにも漏らさないでほしい。しかし、それはすごく矛盾しているのですが、そういう秘匿してほしいという思いが強い人ほど、実は生活が非常に不安定ですよ。だから、そこのところを、きちんと兼ね合いを考えて、そういう立場の弱い、弱者とは言いませんが、立場の弱い方々にきちんとした支援をしていただける、この審議会の趣旨とは違うかもしれませんが、個人情報がきちんと守られる形で、なおかつ、きちんとした生活の支援をしていただけるような仕組みをつくっていただきたいと、これは要望でございます。

【会 長】

では、そういう西口委員から強い要望もあったということをお記憶にとどめていただきまして、この案件を了承いたしたいと存じます。

それでは、次の諮問事項の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、諮問書の40ページ、これも同じく外国人登録原票の目的外利用に関連する諮問です。諮問第24号「子育て応援特別手当給付対象者の抽出に必要な外国人登録原票の利用について」で、こちらは子育て支援課からの案件です。

この手当につきましては、多子、子供さんの多い世帯における幼児教育期の子育ての負担に配慮したということで、家計への緊急支援及び子育て支援の拡充を目的とした施策ということで、国の定額給付金と同様に国の補正予算に盛り込まれたものであります。対象は幼児教育期という小学校就学前3年間ということになりますが、第2子以降の子供さんに1人当たり3万6,000円を当該世帯主に支給するものです。この事業については、定額給付金と同様に外国人登録原票に

登録されているものが対象に含まれるということで、この対象者の抽出に当たって登録原票を利用するというので、諮問をさせていただいています。

この手当の事務の流れにつきましては、41ページ、事業概要につきましては42ページということで資料を添付してございます。必要とする個人情報の内容等は諮問事項のとおりであります。

説明については以上です。

【会長】

ただいま諮問第24号に関しまして、説明がありました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の諮問事項の説明をお願いします。

【事務局】

最後になります。諮問書の45ページ、諮問第26号「給付管理システムについて」で、こちらは情報システム課からの案件です。こちらは定額給付金、子育て応援特別手当対象者について電子計算組織の記録にとどめるということから、条例第14条の規定によって諮問させていただくものでございます。記録項目につきましては、46ページの氏名、住所、生年月日、続柄等、多岐にわたっての記録項目となっております。お手数ですが、個人情報保有等届出状況にお戻りいただきたいと思いますが、6ページの03-57、同じく給付管理システムということで、届出がされております。

説明については以上です。

【会長】

ただいま諮問第26号、給付管理システムということで、本日の最後の諮問案件でございますが、御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認します。

それでは、これをもちまして、本日の諮問事項に関しまして、すべて承認することといたしました。したがって、本件を御担当する職員の方、御苦労さまでございました。御退席していただき結構でございます。

それでは、「その他」の事項に移らせていただきます。事務局から、その他の報告等はございますか。お願いいたします。

【事務局】

その他として、日程以外はございません。次回の日程ですが、会議室の制約も

あり、5月28日木曜日ということで開催させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【会 長】

それでは、ただいま事務局から、いろいろな諸般の日程を調整いたしまして、5月28日木曜日、午後6時から当801会議室で開催したいということでございますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと存じます。

それでは、本日は審議すべき案件が多く、大変遅くまで長時間、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、本日の情報公開・個人情報保護審議会のすべての審議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。